

## 蓮田市公共事業再評価実施要綱

平成 20 年 8 月 1 日  
市 長 決 裁

### (目的)

第 1 条 この要綱は、事業採択後一定期間を経過した公共事業を対象に社会情勢変化等を踏まえ再評価を行うとともに、事業の継続に当たり必要に応じその見直しを行うことにより、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

### (対象事業)

第 2 条 再評価の対象となる事業は、市が実施する国土交通省（以下「国」という。）所管の事業のうち、管理に係る事業等を除く事業で、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 事業採択後 5 年を経過した時点で未着工の事業とする。
- (2) 事業採択後 10 年を経過した時点で継続中の事業とする。ただし、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた場合には、適宜再評価を実施する。
- (3) 事業採択前の準備、計画段階で 5 年を経過している事業とする。

### (再評価の実施時期)

第 3 条 再評価に実施時期は、次のとおりとする。

- (1) 前条第 1 号の事業については、事業採択後 5 年目の年度末までに実施する。
- (2) 前条第 2 号の事業については、事業採択後 10 年目の年度末までに実施する。
- (3) 前条第 3 号の事業については、調査費の予算化後 5 年目の年度末までに実施する。
- (4) 前各号の規定により再評価を実施した事業に係る再度の評価（以下「再々評価」という。）は 5 年を単位として実施する。ただし、国から別に再々評価の実施時期を示された場合は、それに従い実施する。

### (再評価手法)

第 4 条 市長は、再評価に当たっては、実施事業ごとに再評価を行い、要因の変化が認められた場合、国が策定した再評価実施要領により再評価を実施するものとする。ただし、事業の特殊性等によりこれらの評価手法が困難な場合には、県と評価手法を協議の上、再評価を実施するものとする。

### (事業課の事務)

第 5 条 実施事業を主管する事業課は、前条の評価手法により再評価に係る資料の作成を行うとともに、対応方針（案）を作成するものとする。

(公共事業評価監視委員会)

第6条 市長は、再評価に当たっては、蓮田市公共事業評価監視委員会設置条例(平成20年蓮田市条例第10号)に基づく蓮田市公共事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴き、その意見を尊重して対応方針を決定するものとする。

2 委員会は、様式第1号の平成〇〇年度再評価及び再々評価対象事業一覧の提出を受け、各事業を取り巻く社会状況等を勘案して対応方針(案)を審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見の具申を行うものとする。

(再評価結果等の公表)

第7条 市長は、再評価結果及び対応方針について、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、再評価の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

平成 年度 再評価及び再々評価対象事業一覧

整理 番号	事業名	路線・河川・地区名	事業箇所名	事業内容	事業採 択年度	完了予 定年度	総事業費	進捗率	委員会による答申